

令和 6 年 12 月 東近江市議会定例会提出請願文書表

番号	受付年月日	請願者	紹介議員	付託委員会
2	令和 6 年 11 月 27 日	東近江市湯屋町1320-4 東近江市障害者施設連絡協議会 会長 河崎 義孝	竹内 典子 森 鉄兵	福祉教育こども常任委員会
請願の内容				
障害福祉サービス等報酬改定に関する請願書 【請願の趣旨及び理由】 令和 6 年 4 月に 3 年に一度の障害福祉サービス等の報酬改定が実施されました。具体的な内容と事業所の置かれている状況は、①生活介護事業所（市内 321 人が対象）において日割り単位から時間単位による報酬体系が導入され、基本報酬の減収による支援の質の低下を招いています。②生産性や工賃評価など成果主義に基づく加減算より全国の就労事業所では 5,000 人の障害者が解雇・退職に追い込まれたとの報道もあり、特に就労継続支援 A 型事業所では、最低賃金の上昇と報酬単価の引き下げにより経営はとても困難な状況に追い込まれています。報酬改定以外にも委託相談支援事業では、平成 24 年の社会福祉法改正までは消費税は非課税となっていました。令和 5 年 10 月に障害者相談支援事業は課税対象となる旨の通知が出され現場は混乱しています。 令和 6 年 3 月に策定された『東近江市第 7 期障害福祉計画』の中で、「事業所が提供するサービスの質の向上に向けた課題は何ですか。」という問いに対し約 6 割の事業所が採算性の確保を挙げており最も高い割合を示していますが、今回の改正の中で人員を確保し、より良いサービスを提供するには心許ない改正になっています。福祉計画の中で継続して理念として掲げられている共生社会の実現に向けて、事業所が安心して運営を継続するために以下の項目を国に要望して下さい。 記 1. 障害福祉サービスに関わる職員の処遇・待遇の向上のため、基本報酬の大幅な改善をして下さい。 2. 生活介護事業の時間単位による報酬改正は撤廃して下さい。 3. 委託相談支援事業を第 2 種社会福祉事業に位置付け、消費税が非課税扱いになるようにして下さい。 以上				